

国自安第11号の2
国自情第27号の2
国自貨第15号の2
国自整第15号の2
令和5年5月1日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)
自動車局自動車情報課長
(公印省略)
自動車局貨物課長
(公印省略)
自動車局整備課長
(公印省略)

「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達を発出したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知方願います。

国自安第11号
国自情第27号
国自貨第15号
国自整第15号
令和5年5月1日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)
自動車局自動車情報課長
(公印省略)
自動車局貨物課長
(公印省略)
自動車局整備課長
(公印省略)

「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」
の一部改正について

「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」
(令和4年1月26日付け国自安第147号・国自情第277号・国自貨第102号・国自整第
247号) の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、事務処理にあたり遺漏のないよ
う取り計らわれたい。

別添

○建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について（令和4年1月26日付け国自安第147号・国自情第277号・国自貨第102号・国自整第247号）（抄）

改 正	現 行
<p>国自安第147号 国自情第277号 国自貨第102号 国自整第247号 令和4年1月26日</p> <p><u>二部改正 国自安第11号</u> <u>国自情第27号</u> <u>国自貨第15号</u> <u>国自整第15号</u> <u>令和5年5月1日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p>	<p>国自安第147号 国自情第277号 国自貨第102号 国自整第247号 令和4年1月26日</p>
<p>自動車局安全政策課長 (公印省略) 自動車局自動車情報課長 (公印省略) 自動車局貨物課長 (公印省略) 自動車局整備課長 (公印省略)</p>	<p>自動車局安全政策課長 (公印省略) 自動車局自動車情報課長 (公印省略) 自動車局貨物課長 (公印省略) 自動車局整備課長 (公印省略)</p>
<p>建設工事現場等に超大型貨物を搬入する場合の 臨時の活動拠点設置の特例について</p>	<p>建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の 臨時の活動拠点設置の特例について</p>

別添

建設工事現場等（建設工事現場、鉄道車両基地、宇宙空間観測所その他これらに類する場所であって超大型貨物が搬入されるものをいう。以下同じ。）への超大型貨物の輸送については、当該貨物の運送に使用する大型車両が運送事業者の一部営業所にのみ所属しているため、特殊車両通行許可等の必要な手続を経て当該車両を所属する営業所から当該建設工事現場等まで運ぶ必要があること等、既存の営業所から当該建設工事現場等に超大型貨物を運びこむには、様々な困難を伴うことが想定される。

一方、超大型貨物の輸送需要は、通常期間が限定的であるところ、運送事業者に対して都度建設工事現場等近隣への営業所の設置及び廃止の手続を求めるることは、当該運送事業者に対して大きな負担を強いることになる。

このため、上記の事情に鑑み、輸送の安全性を確保しつつ運送事業者の負担軽減を図る観点から、建設工事現場等に超大型貨物を輸送する際に、当該貨物の輸送に使用する車両を臨時に他の地域に移動して事業活動を行おうとする場合について、下記の取扱いによることとしたので、事務処理に遗漏のないよう取り計られたい。

記

1. 貨物自動車運送事業者が、建設工事現場等に超大型貨物を搬入するために、期間限定で車両を臨時に配置する拠点又は当該事業者の事業計画に定めのある既存の他の営業所（以下「臨時の活動拠点」という。）に移動して事業活動を行おうとする場合には、当該事業者が、事前に別途定めるところにより届出を行った上で、以下に定める事項を遵守する場合に限り、当該車両は配車元営業所に配置されているものとみなし、事業計画の変更に当たらないものとして取り扱うこととする。

(1) 対象車両

建設工事現場等に超大型貨物を輸送する車両であって、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可に係るものであること。

建設工事現場への超大型の資機材の輸送については、建設工事の特性により、その現場が山間部・海岸線などの僻地に立地することや、当該資機材の運送に使用する大型車両が運送事業者の一部営業所にのみ所属しているため、特殊車両通行許可等の必要な手続を経て当該車両を所属する営業所から当該建設工事現場まで運ぶ必要があること等、既存の営業所から当該建設工事現場に資機材を運びこむには、様々な困難を伴うことが想定される。

一方、建設工事に必要な超大型の資機材の輸送需要は、通常期間が限定的であるところ、運送事業者に対して都度建設工事現場近隣への営業所の設置及び廃止の手続を求めるることは、当該運送事業者に対して大きな負担を強いることになる。

このため、上記の事情に鑑み、輸送の安全性を確保しつつ運送事業者の負担軽減を図る観点から、建設工事現場に超大型の資機材を輸送する際に、当該資機材の輸送に使用する車両を臨時に他の地域に移動して事業活動を行おうとする場合について、下記の取扱いによることとしたので、事務処理に遗漏のないよう取り計られたい。

記

1. 貨物自動車運送事業者が、建設工事現場に超大型貨物を搬入するために、期間限定で車両を臨時に配置する拠点又は当該事業者の事業計画に定めのある既存の他の営業所（以下「臨時の活動拠点」という。）に移動して事業活動を行おうとする場合には、当該事業者が、事前に別途定めるところにより届出を行った上で、以下に定める事項を遵守する場合に限り、当該車両は配車元営業所に配置されているものとみなし、事業計画の変更に当たらないものとして取り扱うこととする。

(1) 対象車両

建設工事現場に超大型の資機材を輸送する車両であって、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に基づく特殊車両通行許可に係るものであること。

別添

<p>(2) 期間 建設工事現場等への超大型貨物の搬入に要する期間とすること。ただし、当該期間は原則として6か月を超えないものとし、建設工事の遅延等やむを得ないと認められる理由がある場合には、当該期間の満了に際し、個別に延長することとする。 (3)～(6) (略) 2. ~ 6. (略)</p> <p>附 則（令和4年1月26日付国自安第147号、国自情第277号、国自貨第102号、国自整第247号） 1. 本通達による取扱いは、令和4年1月26日以降に届出を受け付けたものから適用する。</p> <p>附 則（令和5年5月1日付国自安第11号、国自情第27号、国自貨第15号、国自整第15号） 1. 本通達による取扱いは、令和5年6月1日以降に届出を受け付けたものから適用する。</p>	<p>(2) 期間 建設工事現場への超大型の資機材の搬入に要する期間とすること。ただし、当該期間は原則として6か月を超えないものとし、建設工事の遅延等やむを得ないと認められる理由がある場合には、当該期間の満了に際し、個別に延長することとする。 (3)～(6) (略) 2. ~ 6. (略)</p> <p>附 則 1. 本通達による取扱いは、令和4年1月26日以降に届出を受け付けたものから適用する。</p>
--	--

国自安第147号
国自情第277号
国自貨第102号
国自整第247号
令和4年1月26日
一部改正 国自安第111号
国自情第27号
国自貨第15号
国自整第15号
令和5年5月1日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)
自動車局自動車情報課長
(公印省略)
自動車局貨物課長
(公印省略)
自動車局整備課長
(公印省略)

建設工事現場等に超大型貨物を搬入する場合の 臨時の活動拠点設置の特例について

建設工事現場等（建設工事現場、鉄道車両基地、宇宙空間観測所その他これらに類する場所であって超大型貨物が搬入されるものをいう。以下同じ。）への超大型貨物の輸送については、当該貨物の運送に使用する大型車両が運送事業者の一部営業所にのみ所属しているため、特殊車両通行許可等の必要な手続を経て当該車両を所属する営業所から当該建設工事現場等まで運ぶ必要があること等、既存の営業所から当該建設工事現場等に超大型貨物を運びこむには、様々な困難を伴うことが想定される。

一方、超大型貨物の輸送需要は、通常期間が限定的であるところ、運送事業者に対して都度建設工事現場等近隣への営業所の設置及び廃止の手続を求めるることは、当該運送事業者に対して大きな負担を強いることになる。

このため、上記の事情に鑑み、輸送の安全性を確保しつつ運送事業者の負担軽減を図る観点から、建設工事現場等に超大型貨物を輸送する際に、当該貨物の輸送に使用する

車両を臨時に他の地域に移動して事業活動を行おうとする場合について、下記の取扱いによることとしたので、事務処理に遗漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 貨物自動車運送事業者が、建設工事現場等に超大型貨物を搬入するために、期間限定で車両を臨時に配置する拠点又は当該事業者の事業計画に定めのある既存の他の営業所（以下「臨時の活動拠点」という。）に移動して事業活動を行おうとする場合には、当該事業者が、事前に別途定めるところにより届出を行った上で、以下に定める事項を遵守する場合に限り、当該車両は配車元営業所に配置されているものとみなし、事業計画の変更に当たらないものとして取り扱うこととする。

(1) 対象車両

建設工事現場等に超大型貨物を輸送する車両であって、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 1 項に基づく特殊車両通行許可に係るものであること。

(2) 期間

建設工事現場等への超大型貨物の搬入に要する期間とすること。ただし、当該期間は原則として 6 か月を超えないものとし、建設工事の遅延等やむを得ないと認められる理由がある場合には、当該期間の満了に際し、個別に延長することとする。

(3) 期間満了後の車両の取扱い

配車元営業所から臨時の活動拠点に配車された車両（以下「配車車両」という。）については、(2)の期間満了後に、配車元営業所に再配車すること。

(4) 臨時の活動拠点における運転者の過労運転防止及び輸送の安全性確保に係る措置

① 運転者の過労運転の防止を図るとともに輸送の安全性を確保するため、貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点を営業所とみなし、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び関係法令に基づいて通常の営業所において講ずることとされる運行管理及び車両管理に係る措置と同等の措置を講ずること。

② 貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点において必要な員数の運行管理者及び整備管理者を配置し、選任すること。この場合において、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域に存する 5 両未満の配車車両を管理する臨時の活動拠点についても運行管理者を配置し、選任すること。

③ 貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点に配置された運転者（以下「配置運転者」という。）及び配車車両に係る運行管理及び車両管理について、臨時の活動拠点において責任をもって行うこと。

④ 貨物自動車運送事業者は、配置運転者が有効に利用することができる休憩・睡眠に必要な施設を臨時の活動拠点に確保すること。

- (5) 貨物自動車運送事業者は、配車車両を適切に駐車するための車両置場を確保すること。
- (6) 貨物自動車運送事業者は、臨時の活動拠点における運転者及び配車車両に係る運行管理及び車両管理に係る業務の処理方法について、運行管理規程及び整備管理規程等に定めること。

(5) 届出書の備え置き及び提示

配車車両を運行の用に供する場合には、臨時の活動拠点の設置に係る届出書の写しを当該車両（被けん引車を除く。）に備えておくとともに、請求があったときはこれを提示すること。

(6) 変更時又は終了時の取扱い

貨物自動車運送事業者は、事前の届出事項に変更が生じた場合又は特例期間の満了等に伴い臨時の活動拠点を廃止する場合には、別途定めるところにより、その旨の届出を行うこと。

2. 本通達による取扱いをした場合、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1365号）における「一日の運行」の規定の適用にあっては、臨時の活動拠点を配置運転者が所属する営業所とみなすこととする。
3. 本通達による取扱いをした場合、配車車両に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項の変更登録の規定にはあたらないことから、同項の手続は不要である。
4. 臨時の活動拠点において運行管理者を選任又は解任するときは、遅滞なく、その旨を臨時の活動拠点を管轄する運輸監理部、運輸支局又は陸運事務所（以下「運輸支局等」という。）に届出すること。なお、他の営業所の運行管理者は、臨時の活動拠点の運行管理者又は補助者を兼務することはできない。
5. 臨時の活動拠点において整備管理者を選任、変更又は解任するときは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第70条第2項において定められた期間内に、その旨を臨時の活動拠点を管轄する運輸支局等に届出すること。
6. 臨時の活動拠点を管轄する運輸支局等は、違反行為を防止するため、輸送の安全確保及び事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがある場合には、貨物自動車運送事業者に対し、法令遵守事項等について報告させ、又は呼出等により必要な指導を行うこと。また、法令違反の事実が確認された場合には、臨時の活動拠点を違反営業所とみなし、貨物自動車運送事業法第33条に基づく処分等を厳正に行うこと。

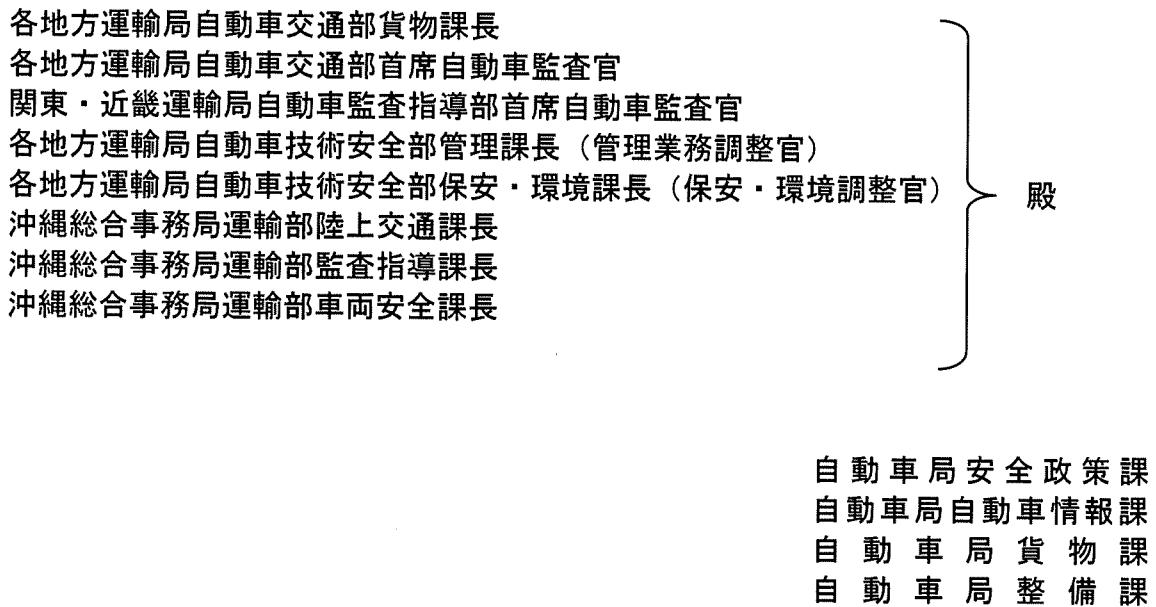
附 則（令和4年1月26日付国自安第147号、国自情第277号、国自貨第102号、国自整第247号）

1. 本通達による取扱いは、令和4年1月26日以降に届出を受け付けたものから適用する。

附 則（令和5年5月1日付国自安第11号、国自情第27号、国自貨第15号、国自整第15号）

1. 本通達による取扱いは、令和5年6月1日以降に届出を受け付けたものから適用する。

事務連絡
令和5年5月1日



「建設工事現場等に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」
の事務取扱について

建設工事現場等に超大型貨物を輸送する際に、当該貨物の輸送に使用する車両を臨時に他の地域に移動して事業活動を行おうとする場合の特例については、「建設工事現場等に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」(令和4年1月26日付け国自安第147号、国自情第277号、国自貨第102号、国自整第247号)において示され、令和5年5月1日付け国自安第11号、国自情第27号、国自貨第15号、国自整第15号により、取扱いを一部変更する旨通達したところであるが、その事務取扱を下記のとおり定めたので、了知されたい。

なお、本事務取扱の発出に伴い令和4年1月26日付け事務連絡「「建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」の事務取扱について」は廃止する。

記

1. 届出について

- (1) 臨時の活動拠点を設置する場合、届出事項を変更する場合又は臨時の活動拠点を廃止する場合の届出は、別添様式1により行うよう指導すること。
- (2) 臨時の活動拠点を設置する場合又は届出事項を変更する場合の届出書には、次に

掲げる書類を添付するよう指導すること。なお、届出事項を変更する場合において、以下に掲げる書類の記載内容に変更がない場合にあっては、添付を要しない。

- ① 臨時の活動拠点、休憩・睡眠施設及び車両置場の図面又は写真
 - ② 臨時の活動拠点、休憩・睡眠施設及び車両置場に係る宣誓書（別添様式2）
 - ③ 建設工事等の概要が分かる書類
 - ④ 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定される特殊車両通行許可等の道路管理者による許可を受けていることを証する書類
- (3) 届出書は、臨時の活動拠点の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は陸運事務所（以下「受付支局等」という。）の長に提出させること。また、届出部数は、受付支局等保存用、事業者控用の2部に当該事案に関係する配車元営業所を管轄する運輸監理部、運輸支局又は陸運事務所（以下「配車元支局等」という。）の数を加えた部数を提出させること。
- (4) 事業者の事業計画に定めのある既存の他の営業所に車両を移動して事業活動を行うとする場合の届出については、当該営業所を臨時の活動拠点と捉え、(1)～(3)に準じて指導すること。

2. 事案の処理について

- (1) 受付支局等は、届出書及び添付資料を確認の上、届出書に受理印を押印して、届出者の控として1部を返付するとともに、配車元支局等に当該届出書等を送付すること。なお、配車元支局等への届出書等の送付に当たっては、電子データによる送付を可能とする。
- (2) 受付支局等は、届出者に対し、当該届出書の写しを配車車両（被けん引車を除く。）に備え置き、特例届出自動車登録番号欄を外側から見える位置に掲示するよう指導すること（廃止する場合を除く。）。
- (3) 臨時の活動拠点において運行管理者を選任するときは、受付支局等に運行管理者選任届出書を、当該運行管理者が他の営業所で選任されている場合は臨時の活動拠点において選任する前に当該営業所を管轄する運輸監理部、運輸支局又は陸運事務所（以下「運輸支局等」という。）に運行管理者解任届出書を、それぞれ提出するよう指導すること。
- (4) 臨時の活動拠点において運行管理者を解任するときは、受付支局等に運行管理者解任届出書を提出するよう指導すること。
- (5) 臨時の活動拠点において整備管理者を選任するときは、受付支局等に整備管理者選任届出書を、当該整備管理者が他の営業所で選任されている場合は臨時の活動拠点において選任する前に当該営業所を管轄する運輸支局等に整備管理者解任届出書を、それぞれ提出するよう指導すること。
- (6) 臨時の活動拠点において整備管理者を変更又は解任するときは、受付支局等に整備管理者変更届出書又は整備管理者変更解任書を提出するよう指導すること。
- (7) 配車元営業所においては、臨時の活動拠点に配車された車両数を含め、必要な員数の運行管理者及び整備管理者を確保するよう指導すること。
- (8) 配車車両に係る自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第3条の規定に基づく自動車事故報告書の提出又は第4条の規定に基づく事故概要の速報については、同規則の規定に関わらず、受付支局等を経由して国土交通大臣に提出するよう指導すること。
- (9) 届出書の内容は、臨時の活動拠点を営業所とみなしてシステム台帳（MNET）に専用の台帳を作成した上で、届出情報（位置、移動期間、車両台数、運行管理者及び整備管理者の氏名等）を入力することにより部門間の情報連携を行うこと。

臨時の活動拠点設置の特例措置（設置・変更・廃止）届出書（該当するものに○を付して下さい）

運輸局	運輸支局長 殿	届出年月日	令和 年 月 日
運輸監理部長 殿		事業者番号	No.
フリガナ（※）			
事業者名（※） (代表者名)	（ ）		
住所（※）	〒	電話番号	（ ）
配車元営業所 (※)	営業所名： 〒 住所：		

臨時の活動拠点について（変更する場合は変更する項目名に○を付して下さい）

臨時活動拠点 (※)	担当者名： 〒 住所：	電話番号：（ ）
移動期間 (※)	年 月 日 から 年 月 日 まで	
運行管理者	①	
氏名	②	
整備管理者	①	
氏名	②	
休憩・睡眠施設	位置：	
車両置場	位置：	

----- 山折り線 -----

配車車両 (計 両) (※)	特例届出自動車登録番号	

（注意事項）

1. この届出書は配車元営業所にも備え置くこと。
2. 変更届出の際は全ての欄を、廃止届出の際は（※）の欄を記載すること。
3. 受付済の本書の写しを配車車両に備え置き、特例届出自動車登録番号を外側から見える位置に掲示すること。
(その際には運転の妨げにならないように注意すること。)

(運輸支局等 受付印)

（添付書類）

- ① 臨時の活動拠点、休憩・睡眠施設及び車両置場の図面又は写真
- ② 臨時の活動拠点、休憩・睡眠施設及び車両置場に係る宣誓書（様式 2）
- ③ 建設工事等の概要が分かる書類
- ④ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 1 項に規定される特殊車両通行許可等の道路管理者による許可を受けていることを証する書類

運輸局 運輸支局長 殿
運輸監理部長 殿

宣 誓 書

今般、「建設工事現場等に超大型貨物を搬入する場合の臨時の活動拠点設置の特例について」（令和4年1月26日付け国自安第147号、国自情第277号、国自貨第102号、国自整第247号）の届出書に記載した臨時の活動拠点に係る休憩・睡眠に必要な施設及び車両置場について、下記のとおりであることを宣誓いたします。

記

1. 休憩・睡眠に必要な施設及び車両置場について、使用権原を有していること。
2. 休憩・睡眠に必要な施設及び車両置場の施設規模が適切であること。
3. 関係法令に抵触していないこと。

令和 年 月 日

住所
氏名又は名称
代表者の氏名